

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市老朽危険廃屋対策支援事業補助金
補助の区分	事業補助(奨励補助、協調事業補助)
補助の概要	老朽危険廃屋の解体、撤去及び処分を行うことで、日常生活における市民の安心と安全を確保し、良好な景観を形成するため、市内の老朽危険廃屋の解体、撤去及び処分に要する経費に対し補助金を交付する。
補助事業者	老朽危険廃屋の所有者又は所有者の相続人、相続財産管理人、不在者財産管理人、成年後見人等
補助対象経費	老朽危険廃屋の解体撤去等の経費、解体に伴う廃材等の収集運搬費及び処分費等
類似補助の有無	<p>無</p> <p>○同種の補助金の統合検討</p>
補助金額（定額、上限、下限等）	<p>上限：木造建築物80万円、非木造建築物400万円、その他市長が必要と認めたもの400万円 下限：15万円</p> <p>○少額（5万円以下）補助金の理由</p>
補助率等	<p>①1/2（国1/4、市1/4） …木造建築物 ②4/5（国 2/5、市 2/5） …非木造建築物、その他市長が認めたもの</p> <p>○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由</p>
数値目標等	<p>A 数値化</p> <p>解体撤去数20件/年</p> <p>○目標に対する費用対効果（計算式）</p> <p>補助金交付決定額／補助対象事業費</p> <p>○目標を数値化できない理由及び他の評価方法</p>
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	<p>令和3年3月31日</p> <p>○終期の設定が3年を超える場合の理由</p>
補助事業の募集・開示等	<p>○開示内容及びその方法（手段）</p> <p>ホームページ及び募集案内による。</p>
事業担当	<p>(担当部署) 環境対策課 環境対策係</p> <p>(電話番号) 0259-63-3113</p>